

○司会 それでは、本日のヒアリングを始めさせていただきます。

最初は、国民健康保険組合東京協議会の皆様でございます。

（国民健康保険組合東京協議会 入室）

○司会 ありがとうございます。どうぞご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、ヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 今日は、深沢庄二郎幹事長はじめとする国民健康保険組合東京協議会の皆様方にお越しいただきました。

特定健康診査、そして特定保健指導など、様々な面でご協力いただいております。そしてまた、今、高齢化と言いつつも、大変元気な高齢者もいるわけで、そして、そういった人たちも支えながら、どうやって都民が自分らしく暮らせるのか、そういった意味での健康保持増進に貢献されていることに感謝を申し上げたいと思います。

今日は、現場の声として皆様方からのご意見、ご要望を伺わせていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○司会 それでは、皆様のほうからご要望のほうお聞かせいただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） 本日は大変お忙しい中、小池知事をはじめ、東京都の幹部の皆様には要望の機会をつくっていただき、誠にありがとうございます。

私、国保組合東京協議会の幹事長を仰せつかっております東京食品販売国民健康保険組合専務理事の深沢でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、本日は、東京協議会の幹事役員も同行させていただいております。氏名等については、お手元の名簿でご確認いただければと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、引き続き要望に移らせていただきたいと思います。と存じます。

ただいま申し上げました東京協議会について改めて申し上げますと、各組合の事務局を中心に昭和38年に組織され、傘下の国保組合は様々な業種組合を母体に、古くは昭和14年に東京理容国保組合が設立をされまして、現在、東京都から認可を得ている都内21の国保組合で組織しております。その内訳は、医師、薬剤師はそれぞれ1組合で、一般業種は11組合、建設関係が8組合となり、具体的な業種や名称については、陳情書に記載の組合名をご覧いただければと存じます。

まず初めに、昨年要望させていただきました令和5年度都費補助金につきましては、47億5,000万円に及ぶ助成費を確保していただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、改めまして、令和6年度の国保組合に対します都費補助の陳情につきまして、私から説明をさせていただきます。

それでは、陳情書の表紙をご覧いただきたいと思います。国民健康保険組合に対する都

費補助に関する陳情書となっております。

次に、表紙をおめくりいただき、さらにもう1枚、本文のページをおめくりいただきますと、記といたしまして要望事項を3点記載させていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

1つ、国民健康保険組合に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

1つ、国民健康保険組合が行う特定健診・特定保健指導の事業に対する都費補助金は、現行水準を確保していただきたい。

1つ、国民健康保険組合の基盤強化を確保していただきたい。

以上の3つの要望になります。

詳細につきましては、前のページに記載をいたしております。要点を申し上げますので、ご理解をお願いいたしますと存じます。

それでは、2行目になります。国保組合は都内に被保険者約37万1,000人を擁しており、国民健康保険事業の発展向上に貢献してまいりました。

6行目になります。しかしながら、急速に進む少子高齢化、医療技術の高度化や超高額な治療薬等の保険適用拡大等により、医療費は増嵩の一途にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により受診控えがあったものの、令和3年度以降の保険給付費は急激に増加しています。さらに団塊の世代が後期高齢者となることから、現役世代の後期高齢者医療制度への支援金、納付金及び介護納付金の増加が見込まれ、加えて、少子化対策の財源として医療保険料への上乗せが検討されております。

11行目になります。また、平成28年度から令和2年度にかけて定率国庫補助の見直しなどが実施され、財政運営は大変に厳しい状況です。多くの国保組合では、これらの要因により、既に保険料の引上げを行ってきており、さらなる組合員の保険料負担は困難な状況であります。

15行目になります。さらに国保組合の被保険者数は減少傾向が続いており、業種によっては廃業する組合員が増加するなど、被保険者数の減少は加速化しております。

17行目になります。このような厳しい状況の中、国保組合は、保険料の完全徴収はもとより、保険事業の積極的な取組や医療費の適正化に努めておりますが、健全な事業運営の維持には東京都からの補助金に大きく頼らざるを得ないのが実情であります。このことは、平成11年の東京都国保委員会答申にも助成の必要性は言及されており、従来からの補助金につきまして、並びに特定健康診査等の3分の1補助につきましても現行水準を確保していただきますようお願い申し上げます、都内21の国保組合の総意をもって要望させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、知事から、まずコメントをお願いいたします。

○小池知事 主に3点ご要望があったかと存じます。

国民健康保険組合、被保険者の健康を守るという上で、大きな貢献をされておられるわけでございます。被保険者の負担の軽減、そしてまた保険財政の健全化のために、国民健康保険組合に対する補助につきましては、引き続き実施をしていく考えでございます。

それから、私のほうからもう1点、国民健康保険組合の基盤強化についてでございます。

貴組合、保険料の徴収、それから確保、被保険者の健康の保持増進など、日頃から健全な事業運営にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げたいと思います。

今後とも国民健康保険の仕組みの安定化に向けまして、都としての役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

その後、局長のほうからコメントさせていただきます。

○保健医療局長 では、引き続きまして、私からご説明させていただきます。

もう1点の特定健康診査と特定保健指導についてでございます。

国民健康保険組合におかれましては、被保険者の健康を守るために、従前より特定健診あるいは特定保健指導の受診率の向上に取り組んでいただいているところでございます。都といたしましては、この取組に対しまして、独自の補助を実施をしてございまして、引き続き支援してまいります。今後も貴会の協力をいただきながら、被保険者の健康増進を図るよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○司会 ご要望に対しての東京都からの発言は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○国民健康保険組合東京協議会（深沢幹事長） ありがとうございます。

（国民健康保険組合東京協議会 退室）

○司会 続きまして、東京都食品衛生協会の皆様でございます。

（東京都食品衛生協会 入室）

○司会 ありがとうございます。それでは、ご着席いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から一言お願いいたします。

○小池知事 東京都食品衛生協会、鶉飼会長はじめとする皆様、本当にこういう形でリアルで久しぶりにご要望を伺う機会でございます。コロナ禍では、本当に皆さん、ご苦勞が長く続いたことでございます。

一方で、食品衛生ということで申し上げますと、食中毒はじめとした衛生上の被害の発生、これを防止する、そのための普及啓発などを通じて、都民の健康増進と食品業界の安全性

の向上にご協力いただいておりますこと、感謝をするとともに、今日は現場のお声を、ご要望、またご意見を伺わせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、協会の皆様のほうからご要望をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○一般社団法人東京都食品衛生協会 それでは、初めに、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

日頃は、東京都食品衛生協会のことに対しましては、いろいろとお世話になっております。まずもって御礼申し上げます。

本日は、小池都知事をはじめといたしまして、東京都の幹部の皆様方に、大変お忙しい中、また貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、当協会でございますが、中小の食品等事業者を中心といたしまして、創設以来、食中毒等の発生防止と食品業界の安定と発展に寄与するための活動を日頃より展開をいたしてるところでございます。東京都との連携を図りながら、自主的衛生管理の普及啓発を中心とする食品衛生自治指導員によります巡回指導活動の強化、食品の安全確保への取組に努めてまいり所存でございます。そのためにも、東京都からのご支援を賜りたく、ご要望をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、福島常務理事より説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○一般社団法人東京都食品衛生協会（福島常務理事） 事業部門を担当しております福島でございます。

私から、令和6年度予算要望につきましてご説明させていただきます。

初めに、1、食品衛生教育等事業委託について、食品衛生教育等事業の委託及び委託費について、必要額を確保されたいとなります。

本文5行目からとなります。平成30年6月に改正された食品衛生法が令和3年6月に完全施行され、原則全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられましたが、その導入、定着を図るためには、継続的に様々な手段を用いて周知することが欠かせません。当協会では、これらを踏まえて、東京都をはじめとする行政庁のご指導をいただきながら、食品衛生自治指導員による巡回指導の強化や腸内病原微生物検査、検便を実施するとともに、従事者教育講習会や業種別講習会などを開催して、法律等の改正内容や食中毒予防対策など最新情報の普及啓発に努めてまいります。また、上記講習会の開催が不可能な場合は、ユーチューブ、動画配信等を行うなど、情報提供に取り組んでまいります。

加えて、HACCP制度化に対応するため、小規模飲食店向けの手引書に基づいた食品衛生管理ファイルを作成し、全ての会員に配布して、活用方法等の指導を引き続き実施してまいります。

さらに、消費者に対しても、食品衛生街頭相談所の開設やリスクコミュニケーションの

場となる消費者懇談会の開催などを通じて的確な情報の提供に努めるとともに、食の安全・安心を確保するため、自主管理体制の確立に努めてまいります。

これらの事業の円滑な推進を図るため、令和6年度食品衛生教育等事業に関わる東京都からの委託について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、2、保菌者検索事業委託について、腸管出血性大腸菌O157、サルモネラの保菌者検索及びノロウイルス発生動向調査事業の委託及び委託費について、必要額を確保されたいとなります。

本文5行目からとなります。保菌者検索事業及びノロウイルス発生動向調査は食中毒の予防対策として極めて有効であることから、令和6年度も当協会に対する事業委託について、引き続き特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

次に、3、食品衛生向上への取組に対する民間事業者活用について、HACCPに沿った衛生管理の定着を図るため、推進事業について必要額を確保されたいとなります。

本文3行目からとなります。義務化されたHACCPは、営業施設がその取り扱う食品の特性に応じて実施する自主的衛生管理の取組であることから、行政による指導に加え、民間の食品衛生指導機関による助言等がその導入、定着に役立つものと考えます。つきましては、営業施設等に対するHACCP導入に当たっての技術的助言をはじめとする様々な支援等については、保健所によるものに加え、引き続き民間の食品衛生指導機関も活用して効果的に進めるべきと考えますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

以上、一般社団法人東京都食品衛生協会の要望とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 私のほうから2点コメントさせていただきます。

まず、お話ありましたように、食品衛生法の改正がございました。そして、HACCPが制度化されて、それ以来、食品衛生管理の向上をますます期待されているところでございます。都といたしましては、皆様による食品関係事業者の自主衛生管理の向上、そしてまた、従業員の健康管理などの積極的な取組が円滑に推進できるように支援をしてまいります。

それから、2番目の保菌者の検索事業の委託についてでございますが、食の安全・安心に直結しております都民の暮らしを支える重要な取組でございますので、食中毒の発生防止という観点から、引き続き皆様と連携しながら、しっかりと対応を図っていく、この考えでございます。

その他のご要望につきまして、局長のほうからコメントさせていただきます。

○保健医療局長 私からは、3点目の民間事業者の活用についてのご要望についてお答えをさせていただきます。

食品衛生の向上には、保健所を設置する区市に加えまして、食品衛生に関して専門的な

知見を有します民間事業者との協働が必要でございます。今後も様々な関係者と連携を図らせていただきながら、事業者の皆様の取組が円滑に進むよう支援をまいります。

以上でございます。

○司会 ご要望に対しての東京都からの発言は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○一般社団法人東京都食品衛生協会 ありがとうございます。

（東京都食品衛生協会 退室）

○司会 続きまして、日本テレワーク協会の皆様でございます。

（日本テレワーク協会 入室）

○司会 ありがとうございます。どうぞご着席いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これよりヒアリングと意見交換を始めさせていただきます。

まず、冒頭、知事から発言をお願いします。

○小池知事 栗原会長をはじめとする日本テレワーク協会の皆様、ご苦労さまでございます。本日、ご足労をおかけしました。

テレワークは働き方を大きく改革する、そんな大変大きな役割を担っておられます。柔軟で多様な働き方の基盤でございますので、日頃から皆様方、活動しておられるご意見、これが広がりを見せているかと思えます。

今日は、そういう中でも、日々いろいろと日進月歩で様々変わってることかと思えます。現場の声として伺わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○司会 それでは、協会の皆様のほうからご要望をお願いします。

○一般社団法人日本テレワーク協会 知事、ありがとうございます。

今お話がありましたとおり、テレワーク、あるいはワーケーションという時間や場所にとらわれない働き方というのが、ご承知のとおり、コロナ禍を契機にして急速に広まってきて、市民権を得たというふうにも言っても過言ではないと思えます。

東京都におきましては、知事のリーディングの下に、本当に日頃から大変お世話になりまして、本当にありがとうございます。最近の調査でも、随分と、特に民間企業、都庁そのものでも随分と働き方改革を推進しておられるというのは存じ上げておりますが、民間企業を中心に、かなり先進的な働き方が事例として多く上がってきているというのは、ご承知のとおりかと思えます。

その一方、これは前からなんですけれども、規模の大きな事業所では、そういうことで日本は3歩も先行してるということがありますが、最新の都の調査ですと、9月ですか、300人以上だと6割強、99人マイナスですと4割弱の実施率ということで、やはりこの辺りはいろいろな施策を私どもも推進をしますし、東京都のほうでも随分と力入れておやりいただいているということでありますけれども、この辺りをもう一つ、もう一段拍車をかける

ためには、てこ入れが必要かなというふうに考えております。一部では、職場に復帰だというようなことをお聞きになったりしておりますが、ただ大きな流れというのはもう変わらないという認識でございます。

その中でちょっと気になるのは、やはり中小企業でフルタイムのIT人材というのをどうしても、例えば一例挙げますと、都にコンサルティングに入っただいて、進みましたと。で、テレワーク導入しましたと。ですが、ご承知のとおり、それで終わりというわけじゃなくて、この定着をさせて、継続をしていくというんで、どちらかという、規模の小さい会社さんはIT人材がないんで、フルタイムで作業したいと、こういう要望になるわけですが、ところが、フルタイムの専門人材というのは、ITの人材というのはなかなかこれ人材難ということ、あるいは、言い方変えれば、大企業ががさっと採用してしまうというようなことも一方ではあると。といいながら、今度は兼業、副業みたいなことで、大企業がそういう働き方も推進、一方ではしてますんで、そこで働いてる方が、副業、兼業なら小規模の会社さんで自分の力を少し貢献できるんだと。つまり、そこにどうもミスマッチが起きて、小企業はフルタイム、大企業は人材がやや、豊富とは言いませんが、まだいろんな働き方の中でそんなようなことがある。そうすると、人材の採用のミスマッチみたいなのも起きて、むしろそういうことを支援するような、つまり中小企業でも考え方を変えて、例えば週に何回とか、あるいは週に何時間とかというようなことで、その代わり、社員に近い格好でその企業のために働いてもらって、継続的にIT化を、デジタル化を進めていく、DX化を進めていくというようなことが上手に支援ができれば、今よりも人の専門人材の採用、あるいは活用というのが進むのではなかろうかということで、これは非常に知事をお願いするって、東京都をお願いするのに、非常に、じゃあ、何やったらいいんだというお話にはなるんですが、その辺りを人材採用会社とか、あるいはそういう中小企業を側面から支援するというような手が打てないだろうかというのを一つ考えております。

それとあとは、これも多摩地区ですとか島しょ地域の活性化等々の話としてはやはり、今まで電子しまぼという仕組みがあったと思います。これは今までって、今でもあると思いますが、これを例えばテレワークの宿泊費ですとかコワーキングスペースの利用料にも使えるような格好で、少し大きくワーケーション、テレワークで使い勝手がいいような格好にさせていただくというのを少しご検討いただけないだろうかということ。

それともう一つは、同じく島嶼地域等で学生さんがどういうふうに振興を目的としてビジネス創出をしていくのかという、そういう視点に立ったときに、テレワークをはじめとした多様な働き方が体験できることを条件として、都内の学生や生徒の職場経験の機会創出を目指すことをベースにして、支援をしていくと、こういうことができないかというのも一つ提案として上げさせていただきたいと思います。

いずれにしろ、いろいろ進んでまいりましたが、そういう継続、導入して定着をして、それを継続をするというところで、いま一つ我々も知恵を絞ってますし、東京都のほうに

もご支援いただきたいと。

それと最後に、そういうことも含めて、働き方改革は、ともすると、自宅でやるのがテレワークという考え方も一部ではまだ残っております、オフィスか家かみたいな。いや、そうじゃなくて、柔軟な働き方、場所を選ばないということであれば、もちろんサードスペース、今、東京都で進めていただいているいろんな地域での働き方というのはあるわけで、そういったことも含めて、もっとバリエーションのある、実際には働く人たちがまさに生き生きとした働き方を進める上で、どういう仕方があるんだろうということで我々も考えてますし、今度のアニュアルカンファレンスでも、1月に開催しますが、また別途お願いをしますけども、知事にもご登壇をお願いしたいなというふうに考えておりますので、引き続きよろしくどうぞお願いしたいと思います。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、ご要望に対して、まず、知事からコメントをお願いいたします。

○小池知事 ご要望いただいて、今、4点お話があったかと思えます。

最初の生産性の向上と2番目の人材不足をどう確保して、生産人口の話、これって基本的には同じことかなと思ったりもするんですが、生産性を高めるためにDXの導入を加速させて、テレワークの定着を確実に進めていくというのはポイントですよ。そのテレワークを導入する場合に、東京都としてプランの作成、また優れた事例の紹介をさせていただいて、その定着に必要な経費の助成を行っております。また、お話ありましたように、それをどう実際に日々活用するかというところがポイントだというお話だったと思いますけれども、ぜひ都としてテレワーク確実に定着するように引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それから、人手不足の件は、それとまた同じで、テレワークなどを活用する柔軟な働き方が人材の確保、職種にもよりますけれども、やはりテレワークが使える、また生かせる職場というところでの人手不足については、そうやってDXの活用、テレワークを活用することによって確保するというところへつながると思えます。短時間の勤務などを導入するためのアドバイスを行っておりますし、また、求職者と会社のマッチングの機会も設けております。テレワークの機器の導入に関する支援も含めて行っておりますので、定着を着実に後押しをしていきたいと考えております。

加えて、局長のほうからコメントさせていただきます。

○産業労働局長 テレワーク含めた働き方の多様化、こういったことに対する理解促進というご要望をいただいております。

私どもは飯田橋にテレワーク推進センターがございますが、そうした働き方改革につながるテレワーク、重要であると。その必要性をポータルサイトによるPRや相談対応でしっかりと伝えております。さらに、テレワークをやはり実体験できるということが重要なので、そのテレワーク自体のメリットをVRやAIなどを使って、いいものだということが分かるような伝え方、これをしっかりとやっております。引き続きテレワークのメリッ

トについては、イベント、さらにはウェブサイト、いろいろ伝える方法がありますので、様々な方法を通じて着実に伝えていこうと思っております。

もう1点、多摩、島しょ地域のお話をいただいたんですけども、いわゆるワーケーションという考え方になると思いますけれども、その普及に向けた発信はしっかり今やっております。さらに、多摩、島しょエリアでサテライトオフィスですね、これを整備したり、運営する場合の経費に支援を今行っております。

それと、お話しいただいた、しまぼ通貨なんですけれども、これは既に、島しょ部でワーケーションで宿泊をしますよという場合も、これは使える仕組みになってございますので、そういった宣伝も我々もやりますし、皆様方のほうからもお伝えいただければと思っております。

それと、やはり多摩、島しょでしっかりと働く場が必要で、そこでまたワーケーションができればということなので、産業振興はしっかりと進めて、そこでまたテレワークが行われていくという、そういう機会の充実を図っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本テレワーク協会 ありがとうございます。冒頭に私もテレワーク実施率みたいなお話をさせていただきましたが、ご承知のとおり、そこを通して、今度はどういいう価値といいますか、新しい価値を、テレワークをすると、生産性が上がり、新しいバリューが生まれやすいんだという、今度そっちのほうにどうつなげていくのかというのも、もう一つ、今度はまさに横文字で言えばイノベーションという言葉になると思うんですが、どうイノベティブにテレワークを通して発揮できるんだとか、それもまた別な指標を我々持ちながら、推進していききたいというふうに考えておまして、ちょうどNTTが、ご承知のとおり、あれだけの規模の企業で、出社をしたら、むしろ出張手当差上げますよというふうに変えてリーディングをしたんで、そのほかの企業が非常に取り組みやすくなったと。特に大きな企業というのは、競合メーカーどうだろうかと、この企業どこまで進めてんのかなというのをよく研究してますんで、NTTのような巨大企業がそこまで踏み込んでやっぱりメッセージを出されたというのは、極めて我々にとっても追い風ですし、大きく日本のテレワーク、ワーケーション、働き方が変わるトリガーになったかなというふうに考えております。とどまると、またそれで揺り戻しもありますんで、常にやっぱり、今申し上げました、どう価値を生むんだと、生産性上げて、どう価値を生むんだという、この視点を上手に取り入れながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○司会 どうもありがとうございます。

引き続きリーディングケースのお示しをいただきながら、トランスフォーメーションを進めていただきたいと思いますので、よろしければ、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○一般社団法人日本テレワーク協会 どうもありがとうございました。

（日本テレワーク協会 退室）

○司会 続きまして、連合東京の皆様でございます。

（日本労働組合総連合会東京都連合会 入室）

○司会 どうぞご着席いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これよりヒアリングと意見交換始めさせていただきたいと思います。

まず、冒頭、知事から一言お願い申し上げます。

○小池知事 連合東京の皆様方、ご足労いただきました。そして、斉藤千秋会長、初めての女性会長として頑張っていたきたい、エールを送っております。

連合東京の皆様方は、都内125万人の勤労者で組織される労働組合でいらっしゃいます。働くことを軸とする安心社会の実現を目指しているということで、改めて感謝申し上げたいと思います。

今日はまた、昨今の様々な分野での人手不足とか、また労働環境の変化など、現場のお声を聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○司会 それでは、ぜひよろしく願い申し上げます。

○日本労働組合総連合会東京都連合会（斉藤会長） 小池都知事はじめ、副知事、局長の皆様におかれましては、日頃より私たち連合東京の政策要望につきまして、施策への反映をいただき、心より御礼申し上げます。また、本日もこのようにヒアリングを行っていただき、感謝申し上げます。

先ほど小池都知事からありましたけれども、連合東京の会長に就任いたしました斉藤です。よろしく願いいたします。

本日は、当会より、東京に働く、そして生活する者の立場から要望させていただきます。来年度の施策及び予算への反映をいただけますよう、何とぞお願い申し上げます。

要望書につきましては、私たち連合東京で政策委員会委員長を務めております太田副会長、そして、佐藤事務局長よりご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○日本労働組合総連合会東京都連合会（太田副会長） それでは、連合東京で政策委員会を担当してございます電機東京の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、コロナ禍後の社会経済活動が正常化の進む中で、私たちを取り巻く労働環境には新たな課題も顕在化しつつあり、その対応、改善が求められてることになります。私たち連合東京は、働く者、生活者の立場から、これから申し上げる6項目について、特に重点項目という形で要望をさせていただきたいというふうに思いますので、都の施策に反映いただきますようよろしくお願いいたします。

まず1点目は、雇用の安定、生産向上、所得向上のための就労支援と職業能力開発の強化でございます。

特に要望書に記載の3つの点について、国、区市町村、業界団体との連携をいただきながら、対応の強化をお願いしたいと思います。その3つについては、まず、女性だったり、就職氷河期世代などの不安定雇用者、求職者、低所得者の安定雇用と所得向上、2つ目が、

介護、観光、飲食業、2024年問題が指摘されている運輸業及び建設業などにおける人材の確保、育成と定着、さらには、DX、GXの推進における成長産業への就労及び労働移動の促進、GX推進法に明記された公正な移行を目的とする就労支援、職業能力開発事業等の強化をお願いしたいと思います。

大きな2つ目になります。中小企業が賃上げ原資を確保できる適正取引に向けた対策の強化でございます。

中小企業が賃金引上げの原資を確保できるよう、要望書に記載の4つの施策、事業など、東京都の発注事業を含む都内の下請取引において、原材料費やエネルギー価格とともに、労務費などの上昇分の円滑な価格転嫁と適正な取引価格を促す取引の適正化に向けた対策の強化をぜひともお願いしたいと思います。

大きな3つ目でございます。働く者の人権を守るカスタマーハラスメント防止条例の制定です。

連合の構成組織であるUAゼンセンの調査では、サービス業に従事する組合員の6割弱が2年間のうちに暴言、同じ内容を繰り返すクレーム、威嚇、強迫などの迷惑行為の被害に遭っております。また、自治労の調査でも、4分の3の公務の職場でカスタマーハラスメントが発生してございます。民間、公務の対人業務の従事者の人権を守るために、全国に先駆けた東京都カスタマーハラスメント防止条例の制定をぜひよろしくお願ひします。

私からは3点、以上でございます。

○日本労働組合総連合会東京都連合会（佐藤事務局長） 続きまして、4つ目以降を私、佐藤のほうから報告させていただきます。

4番目は、社会的責任ある持続可能な公共調達を実現する公契約条例の制定についてですけれども、23区では条例制定区が過半数となりました。今後、さらに2つの区で条例が制定予定と聞いております。ご案内のとおり、公契約条例は、労働者の適正な賃金報酬の支払いにつながって、事業者の育成と人材確保、公共サービスの安全、品質の確保に効果がございます。ディーセント・ワークの実現によって、人権の尊重、経済貢献など持続可能な公共調達を実現するものとなります。本年8月、東京都の社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議の場で連合東京から意見を申し上げ、説明をいたしました。その際、全ての委員のご質問、議論が公契約条例に多く集中し、意見交換のまとめでは、座長から、いろんなメリットもある仕組みがあるのだと正直かなり感心をしながらお伺いした、デメリットも勘案しながら、議論はしていく必要があるとのコメントをいただきました。東京都公契約条例の制定に向けたご検討をよろしくお願ひいたします。

5点目ですけれども、生活困窮者、就労困難者の就労、生活支援の強化です。

自立支援事業の包括的、伴走型の体制の強化、重層的に支援が必要なコーディネーターの確保のため、財政支援、都内の経済団体及び業界、ソーシャルファーム等の事業者と連携した開拓及び当該情報の共有など、区、市と連携した就労、生活支援の強化をお願いいたします。

最後になりますけれども、6点目、教育の人材と質を確保するための教員の労働環境等改善策の強化では、教育の質の低下を招く長時間労働、精神疾患と休職などによる担い手不足の問題を解決するためにも、教員の人員体制の改善、スクールサポートスタッフ増員のための補助金の上限基準の引上げ、精神疾患による求職者を減らすためのメンタルヘルス対策などの強化をお願いいたします。

説明は以上になります。本日はお時間に限りがございますので、要望事項のうち、1から4点、4つの項目について都のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございます。

それでは、まず、知事からコメントをお願いします。

○小池知事 では、4点に絞らせていただきますけれども、まず1番目が、雇用安定、生産性の向上、そして、所得向上のための就労支援、能力開発ということでございます。

特に女性の活躍推進をする。そしてまた、就職氷河期の世代の方々ですね、この支援をする。様々な方々がせっかくのその力を、持てる力を発揮できるような東京をつくり上げたいということを考えておまして、その取組を進めているところでございます。また、人手不足が深刻な業界、特に2024年問題というのは、本当に人材の確保どうやるのかというのはもう喫緊の課題でございます。そういった職種、業種については、適切な支援を進めてまいります。さらに、DX、GXなどの成長分野に多くの方々が着実に就業できるように、しっかりとサポートしていく考えでございます。

3点目、カスタマーハラスメントについてですけれども、顧客からのクレームなどで働く方々が人格を傷つけられると、精神的なダメージを受ける状況を放置することはできません。今のお話も、6割がその経験があるということでございます。時には消費者側であったり、その立場は逆転することもあるんですけれども、やはりまず、それについての意識改革も必要だと思います。そして、先月、公労使会議行わせていただいて、そして、専門家による議論なども行われております。適切な対応の在り方についてどうすればいいのかなど、検討を進めているところでございます。引き続き連合東京の皆様方からの現場の声なども伺い、対応の方法をしっかりと作り上げていきたいと考えております。

その他、それぞれ担当局長がおりますので、そちらからコメントをさせていただきます。

○司会 それでは、産業労働局長、まずお願いいたします。

○産業労働局長 賃上げの原資を確保できるように、取引の適正化をというご要望を頂戴いたしました。

国のパートナーシップ構築宣言制度ございまして、このメリットについて、都では企業へ巡回する仕組みを持っておりまして、そこでしっかりと伝えて、さらにそういう宣言をしていただいた会社が参加のできる商談会を開催いたします。

あと、今月、11月というのは下請取引適正化推進月間なんですね。それで、これに合わせて巡回を一層着実にやっていくと同時に、そこでやはり国の定めた法令やルールなどは

あります。それ以外に、業界団体別にやはりガイドラインというものがありますので、意外と分かってるようで分かってない場合がありますんで、これの周知をしっかりとやろうと思っております。特に今年度、適正価格での取引を後押しするアドバイザーという、そういう制度を充実して、人数を増やしてますので、これによって、より多くの会社にも巡回ができるようになりますので、こうした取組により、適正な対応をよりしっかりと進めていこうと思っております。何とぞよろしくお願ひいたします。

○財務局長 続きまして、公契約条例のお話がありました。私のほうからコメントさせていただきます。

お話にありました私のほうの有識者会議、斉藤会長におかれましては、誠にありがとうございます。その場でも事務局のほうから申し上げましたけれども、賃金、そして労働条件は、最低賃金法、あるいは労働基準法などで下支えした上で、各企業において対等な労使間での交渉により自主的に決定されるべきものというのを、こういう認識をしております。都の契約制度もこの考え方に立脚をしております。そうした中で、受注者に対しては、契約約款により法令遵守を義務づけることによりまして、適正な労働環境の確保を図ってまいります。私ども、今、社会的責任のある持続可能な公共調達をどうやって実現していこうかということで、引き続き有識者会議の中で議論をいただいて、その議論の下に取組を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き様々な点でのご意見、あるいはご示唆をいただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○司会 今、ご指定もございましたので、ご要望に対しての東京都の回答、発言は以上でございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちましてヒアリングを終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（日本労働組合総連合会東京都連合会 退室）